

## 居宅介護支援事業所おりひめ運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人欣寿会が開設する居宅介護支援事業所おりひめ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）多様な事業から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業者、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援事業所おりひめ
- 2 所在地 山梨県富士吉田市上吉田 5410-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、介護支援専門員であり、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成及び居宅サービス事業者との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく

要介護認定調査業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日及び1月1日から1月3日までの年末年始は除く、

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

1 居宅訪問

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で、解決しなければならない課題の把握及び分析を行う。

2 課題分析

課題の把握について使用する課題分析の方式は、当事業所所定の様式とする。

3 居宅サービス計画原案の作成

介護支援専門員は、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を次の掲げる場合に開催する。

(1) 居宅サービス計画を新規に作成した場合

(2) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

(3) 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合

(4) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合

5 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 居宅サービス計画の交付

介護支援専門員は、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス提供事業者の

担当者に交付するものとする。

7 実施状況の把握（モニタリングの実施）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的の行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、一月1回居宅を訪問し利用者との面接により居宅サービス計画の変更等利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行うとともに、少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録する。

8 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画の変更をする場合は、第1項から7項に規定する業務を行うこととする。

9 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

10 次条の通常の事業実施地域を超えて指定居宅介護等に要した交通費は、超えた地点より片道1キロメートルごとに13円徴収する。

11 介護支援専門員は、第1項から第10項のことについて、利用者又はその家族に対して事前に文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村とする。

(その他の運営についての留意事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者としての雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人欣寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規定は、令和3年3月1日から施行する。